

(仮称) 流山市受動喫煙防止条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、公共的空間における受動喫煙による健康への悪影響の防止に関する市、市民等、事業者及び保護者の責務を明らかにし、これらすべての主体が受動喫煙による健康への悪影響の防止のための対策を推進することにより、市民等を受動喫煙による健康への悪影響から保護することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、市民等、事業者及び保護者は、受動喫煙が人の健康に疾病や障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識し、本市の健康都市宣言の趣旨を踏まえ、受動喫煙によるこれらの悪影響から市民等を保護するための必要な施策を市、市民等、事業者及び保護者が一体となって展開していかなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公共的空間 不特定又は多数の者が利用することができる空間（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び道路（公園等に設置されるものを除く。）を除く。）をいう。
- (2) 公共的施設 学校、体育館、病院、集会場、事務所、官公庁施設、飲食店その他の健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する施設（当該施設の敷地を含む。）をいう。
- (3) 受動喫煙 公共的空間において自己以外の者の喫煙（点火されたたばこを保持することを含む。）によりたばこの煙を吸わされることをいう。
- (4) 分煙 公共的施設における公共的空間について、規則で定める基準に従い、喫煙を可能とする区域と喫煙をしてはならない区域に分割し、かつ、公共的施設における屋内の公共的空間にあっては、規則で定める基準に従い、喫煙を可能とする区域か

ら喫煙をしてはならない区域にたばこの煙が流れ出ないようにすることをいう。

(5) 喫煙可能区域 分煙により喫煙が可能となる区域をいう。

(6) 全面禁煙 公共的施設における公共的空間のすべての区域について喫煙を禁止することをいう。

(7) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(8) 事業者 事業を営む法人又は個人をいう。

(9) 施設管理者 公共的施設を管理する権限を有する者をいう。

(10) 保護者 未成年者を現に監護する者をいう。

(11) 公園等 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園（公園に限る。）その他これに準ずるものとして規則で定める公共的空間を有する施設をいう。

（市の責務）

第4条 市は、受動喫煙による健康への悪影響及び受動喫煙の防止に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

2 市は、受動喫煙の防止の推進に関する施策の策定及びその実施に当たって、市民等、施設管理者、事業者及び保護者との連携及び協働に努めなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、自己以外の者に自己の喫煙により受動喫煙が生じないように努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって、受動喫煙の防止に自ら努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第7条 保護者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その監護する未成年者に受動喫煙による健康への悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(施設管理者の努力義務)

第8条 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋内の公共的空間を全面禁煙とするよう努めなければならない。

2 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋内の公共的空間を全面禁煙とすることが極めて困難である場合には、当該公共的空間について分煙の措置を講じるよう努めなければならない。

3 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋外の公共的空間であって、未成年者の利用が想定されるものについては、当該公共的空間の利用の状況を勘案し、全面禁煙、分煙その他の受動喫煙を防止するための対策をするよう努めなければならない。

4 施設管理者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その管理する公共的施設の利用者に受動喫煙がないよう努めなければならない。

5 施設管理者は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

(喫煙を禁止する公共的施設等)

第9条 前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、何人も、市が設置し、又は管理する次の各号に掲げる施設においては、喫煙をしてはならない。

(1) 公共的施設(居室の用に供する部分その他これに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域を除く。)

(2) 公園等

(喫煙用設備の設置の禁止等)

第10条 施設管理者は、その管理する公共的施設について、全面禁煙又は分煙の措置を講じた場合は、当該措置を講じた公共的施

設の区域（分煙の措置に係る区域にあつては、当該区域のうち喫煙可能区域以外の区域に限る。以下「喫煙禁止区域」という。）に灰皿等の喫煙に必要な設備を設置してはならない。前条の規定により、喫煙が禁止される区域においても同様とする。

（喫煙可能区域への未成年者の立入りの制限）

第 1 1 条 施設管理者は、その管理する公共的施設の喫煙可能区域に未成年者を立ち入らせてはならない。

2 保護者は、喫煙可能区域に、その監護する未成年者を立ち入らせてはならない。

（喫煙の中止等の求め）

第 1 2 条 施設管理者は、その管理する公共的施設に係る喫煙禁止区域において、喫煙をしている者を見つけた場合は、喫煙をやめるよう注意し、又は当該喫煙禁止区域から退出するよう求めることができる。

（周知等）

第 1 3 条 施設管理者は、その管理する公共的施設について全面禁煙とする場合は、当該公共的施設の入口及び利用者の見やすい場所に当該公共的施設が全面禁煙である旨の表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策をとらなければならない。

2 施設管理者は、その管理する公共的施設について分煙の措置を講じた場合は、喫煙可能区域を明確にするとともに、当該喫煙可能区域には未成年者の立入りができない旨を、当該喫煙可能区域の入口に表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策をとらなければならない。

附 則

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この素案は平成 22 年 10 月 19 日現在のものであり、今後パブリックコメント等を踏まえ修正する可能性があります。